

大和市告示第112号

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年11月14日

大和市長 大 木 哲

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱（平成27年大和市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「もの」を「者」に改める。

第6条第1項中「方法により算定した」を削り、同項第1号イ中「1,540,000円」を「1,570,000円」に改め、同項第2号ウ中「770,000円」を「785,000円」に改める。

第7条第1項中「耐震診断等の補助の申請」を「補助金の交付申請」に改める。

第8条第1項中「補助対象者は」の次に「、補助金の交付を受けようとするときは」を加え、「へ補助金の交付を」を「に」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

別表第1、1平方メートル当たりの上限額の欄中「3,600円」を「3,670円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,030円」を「1,050円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、令和元年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条及び別表第1の規定は、適用日以後に交付の申請がされた補助金について適用し、適用日前に交付の申請がされた補助金については、なお従前の例による。